

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(東京都担当部会)

平成 29 年 12 月 20 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国民年金関係 2件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700463号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700043号

第1 結論

昭和57年*月から昭和61年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和37年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和57年*月から昭和61年3月まで

私は、税理士に勧められて昭和60年12月頃に父と一緒に当時のA市B出張所又は同C出張所に行き、私の国民年金の加入手続を行い、同時に私が20歳になった昭和57年*月から昭和61年3月までの未納期間の保険料38万円位をまとめて出張所の窓口で納付した。

請求期間が未納期間とされているのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者のオンライン記録によると、請求者に係る国民年金被保険者資格の入力処理が昭和61年12月9日に行われていることから、請求者の国民年金加入手続は、同年11月下旬から同年12月上旬までの間に行われたことが推認できる。

なお、請求者の請求期間当時の国民年金保険料は、1月、4月、7月及び10月の3か月ごとに前月以前の3か月分の保険料を当該月の月末までに納付しなければならないこととされており、また、当該納付期限から2年を経過したときは、時効により当該保険料を納付することはできないこととされていた。

したがって、請求者が国民年金の加入手続を行ったと推認できる時点では、請求期間のうち、昭和57年*月から昭和59年9月までの期間に係る国民年金保険料は時効により納付することができない。

また、請求期間のうち、昭和59年10月から昭和61年3月までの期間に係る国民年金保険料は、過年度納付することが可能であるものの、請求者が納付したとする保険料の額は、当該期間に係る保険料の合計額と大きく相違している。

さらに、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、上記の加入手続時点において請求者に払い出された国民年金手帳の記号番号以外に別の国民年金手帳の記号番号を確認することはできない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700510号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1700044号

第1 結論

昭和50年*月から昭和57年12月までの請求期間、昭和58年4月から同年6月までの請求期間、昭和58年10月から同年12月までの請求期間及び昭和59年4月から平成元年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和25年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和50年*月から昭和57年12月まで
② 昭和58年4月から同年6月まで
③ 昭和58年10月から同年12月まで
④ 昭和59年4月から平成元年3月まで

私は、25歳になった昭和50年*月当時、仕事も軌道に乗り、貯蓄も十分であったことから、将来を考えて当時居住していたA市役所で国民年金の加入手続を行い、保険料を銀行の口座振替で納付していた。

平成20年に送付されてきたねんきん特別便の記録では、昭和50年*月から平成元年3月までの期間の国民年金保険料が全て未納とされていたため、記録照会を行ったところ、平成22年に回答があり、9か月の納付期間が追加された。年金事務所は、「平成元年4月からは現金や印紙での納付をされています。」と回答しているが、加入当初より一貫して銀行から口座振替で毎月定期的に納付している。

この度、老齢基礎年金の受給資格期間10年間を満たしているとの連絡を受けたが、25年間以上納付していた。調査の上、納付記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、25歳になった昭和50年*月当時、仕事も軌道に乗り、貯蓄も十分であったことから、将来を考えて当時居住していたA市役所で国民年金の加入手続を行った旨陳述している。

しかしながら、A市に係る国民年金手帳記号番号払出簿において、任意加入被保険者の資格取得日より確認できる昭和50年*月及びその前後の期間の国民年金手帳の記号番号(以下「国民年金番号」という。)1,710名の中に請求者の氏名は確認できない。

また、B市の国民年金手帳記号番号払出簿によると、請求者の国民年金番号は、同市において昭和56年11月20日に払い出されており、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても、この国民年金番号のほかに、請求者

に係る国民年金番号は見当たらない。

以上のことから、請求者の国民年金番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日を踏まえると、請求者の国民年金の加入手続は、昭和56年10月頃にB市において行われたと推認できることから、請求者が主張する加入手続の場所及び時期と一致しない。

また、請求者は、加入当初より一貫して銀行から口座振替で毎月定期的に納付している旨陳述しているところ、i) A市及びB市は国民年金保険料に係る口座振替の実施時期は昭和51年4月からである旨回答していること、ii) 上記のとおり請求者の国民年金の加入手続が行われたと推認できる昭和56年10月時点では請求期間①のうち、昭和50年*月から昭和54年6月までの期間に係る保険料は、時効により納付することはできないこと、iii) 昭和56年10月時点では請求期間①のうち、昭和54年7月から昭和56年3月までの期間は、国庫金納付書を使用して現金による過年度保険料を納付することはできるが、口座振替による現年度保険料の納付はできないこと、iv) オンライン記録によると、請求期間①から④までの請求期間直後の昭和58年1月から同年3月までの期間（納付年月日は昭和60年4月30日）、昭和58年7月から同年9月までの期間（納付年月日は昭和60年10月31日）、昭和59年1月から同年3月までの期間（納付年月日は昭和61年4月25日）及び平成元年4月から同年12月までの期間（納付年月日は平成3年5月27日）に係る国民年金保険料は、いずれも過年度保険料として保険料の納付期限後に遡って納付されていることなどから、請求者が口座振替により請求期間当時に保険料を納付していたとうかがうことはできない。

そのほか、請求者が請求期間①から④までの請求期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①から④までの請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700459号
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700219号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成10年9月1日から平成11年9月30日まで

年金記録を確認したところ、A社に勤務した期間の厚生年金保険の記録がない。同社に平成10年9月から1年間勤務したのは間違いないので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得記録について、平成11年4月1日に厚生年金保険被保険者資格を取得する処理が同年4月14日付けで行われ、当該資格取得記録を取り消す処理が同年4月19日付けで行われていることが確認できるものの、雇用保険の加入記録及び請求期間に同社において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の回答又は陳述により、期間は特定できないものの、請求者は、請求期間のうち一部期間について同社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A社は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、同社の元事業主に照会を行ったものの、回答を得られなかった上、請求者は、請求期間に係る給与明細書等を保有しておらず、請求者の請求期間当時の住所地を管轄する市役所は、請求期間当時の課税関係資料はない旨回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

また、同僚から提出されたA社に係る給与明細書により、当該同僚は同社において厚生年金保険被保険者資格を取得する以前から勤務していたことが確認できるものの、厚生年金保険被保険者資格を取得した月の前月までは厚生年金保険料を控除されていないことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。